

社会福祉法人可茂会共同生活援助事業運営規程
(指定共同生活援助事業運営規程)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人可茂会が開設をする「三ツ池ホーム」(以下「事業所」という。)が行う指定共同生活援助事業(以下これらを「事業」という。)の適正な運営を確保するため、事業に係る利用定員その他管理運営に関する事項を定め、もって、事業所が利用者に対し適正な障害福祉サービス(以下「共同生活サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 共同生活サービスの提供にあたっては、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において、入浴、排せつ若しくは食事等の介護、その他の便宜の供与又は相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的な福祉サービスに努めるものとする。
 - 3 前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 三ツ池ホーム
- (2) 所在地 岐阜県可児市東帷子3827番地6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務職員)
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに職員に対し運営に関する基準等を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤兼務職員)
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
 - ア 共同生活援助計画を作成する。
 - イ 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
 - ウ 利用者が自立した日常生活営むことができるよう検討し必要な援助を行う。
 - エ 他の事業所等との連携、調整並びに余暇活動についての必要な支援を行う。
 - オ 職員に対する技術指導、助言を行う。

- (3) 世話人 4名（非常勤職員 4名）
世話人は、食事の提供、健康管理・金銭管理の援助等日常生活に必要な援助を行う。
- (4) 生活支援員 3名（常勤職員 1名、非常勤職員 2名）
生活支援員は、入浴、排せつ又は食事等の介護を行う。
- (5) 宿直員 5名（非常勤職員 3名、非常勤兼務職員 2名）
宿直員は、主に夜間において利用者の見守り支援や建物管理を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、女性8人とする。

（主たる対象者）

第6条 事業所を利用する主たる対象者は、知的障害者とする。

（事業所が提供する障害福祉サービスの内容）

第7条 事業所が提供する障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 指定共同生活援助

ア 共同生活援助計画の作成等

イ 利用者に対する相談、入浴・排泄・食事の提供及び支援、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助

（利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額）

第8条 事業所は、共同生活サービスを提供した際は、利用者から市区町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない共同生活サービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前2項のほか次に掲げる費用を利用者から徴収するものとする。

(ア) 食材料費 実費

(イ) 家賃 28,000円/月額（家賃補助を含む）

(ウ) 光熱水費 実費

(エ) 年金管理費 500円/月額

(オ) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は1項から3項の費用の額に係る共同生活サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 事業所は1項から3項に係る費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、利用者に交付するものとする。

(利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

- 2 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。
- 3 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。
 - (1) けんか、口論、他害行為など他の利用者に迷惑を及ぼすこと
 - (2) 事業所の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること
 - (3) 指定した場所以外での喫煙や火気を用いること
 - (4) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと
- 4 利用者が故意又は重大な過失によって事業所の設備や備品に著しい損害を与えた場合には、本人又は身元引受人がその損害について応責し、弁償するか又は、原状に回復しなければならない。なお、応責の額は、利用者の諸事情によって減免することができる。

(緊急時における対応)

第10条 共同生活サービスの提供中に利用者の病状の急変又は緊急事態が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、当該利用者の家族、管理者に報告をするものとする。

(非常災害対策)

- 第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第12条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切な対応をするために、苦情を受けつけるための窓口を設置する等苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査または斡旋に協力するものとする。

(虐待防止に関する措置)

第13条 利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、利用者に対して適切な共同生活サービス提供が出来るよう職員の勤務体制を定める。
- 2 職員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。
 - 3 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、退職等で職員でなくなった場合においてもその秘密を漏らさないよう必要な措置を講ずる。
 - 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 5 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は社会福祉法人可茂会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成24年8月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日より一部改正する。

この規程は平成26年4月1日より一部改正する。